府　令

○内閣府令第二号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五条第一項（同条第五項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）及び同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項及び第三項（これらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の七第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条の五第一項及び第四項（これらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第一条　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第一号中「開始された場合」の下に「（当該募集又は売出しに係る有価証券と同一の種類の有価証券の募集又は売出しが、本邦以外の地域と並行して本邦において開始された場合であつて、その本邦における募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類に本邦以外の地域において開始された募集又は売出しに係る次に掲げる事項を記載したときを除く。）」を加える。

第二号様式第二部第２の３を次のように改める。

３【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】㉜

第二号様式記載上の注意㉜を次のように改める。

㉜　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

a　最近日現在において連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。以下㉜において同じ。）が経営方針・経営戦略等を定めている場合には、当該経営方針・経営戦略等の内容を記載すること。また、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、その内容について記載すること。

b　最近日現在における連結会社の経営環境並びに事業上及び財務上の対処すべき課題について、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。

なお、基本方針を定めている会社については、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第３号に掲げる事項を記載すること。

c　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

第二号様式記載上の注意㊷ａ中「対処すべき課題」を「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に改める。

第二号の四様式第二部第２の３を次のように改める。

３【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

第二号の五様式第二部第２の３を次のように改める。

３【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】㊳

第二号の五様式記載上の注意㊳を次のように改める。

㊳　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

a　最近日現在において提出会社が経営方針・経営戦略等を定めている場合には、当該経営方針・経営戦略等の内容を記載すること。また、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、その内容について記載すること。

b　最近日現在における提出会社の経営環境並びに事業上及び財務上の対処すべき課題について、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。

なお、基本方針を定めている会社については、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第３号に掲げる事項を記載すること。

c　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

第二号の六様式第二部第２の３を次のように改める。

３【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

第二号の七様式第二部第２の３を次のように改める。

３【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

第二号様式第一部第２の３を次のように改める。

３【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】⑿

第二号様式記載上の注意⑿中「対処すべき課題」を「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に改める。

第二号様式記載上の注意㉒ａ中「対処すべき課題」を「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に改める。

第二号の二様式第一部第２の３を次のように改める。

３【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】⒅

第二号の二様式記載上の注意⒅中「対処すべき課題」を「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に改める。

第四号様式第一部第２の３を次のように改める。

３【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

第四号の三様式記載上の注意⑼ａ⒝中「（四半期連結財務諸表を作成していない場合には提出会社）」を削る。

第四号の三様式記載上の注意⑼ａ中「(f)を(g)とし、(b)から(e)までを(c)から(f)までとし、(a)の次に次のように加える。

(b)　当四半期連結累計期間において、連結会社（四半期連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。(c)及び(g)において同じ。）が経営方針・経営戦略等若しくは指標等（経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等をいう。以下(b)において同じ。）を定めている場合における当該経営方針・経営戦略等若しくは指標等について重要な変更があったとき又は新たに経営方針・経営戦略等若しくは指標等を定めた場合には、その内容。

第四号の三様式記載上の注意⑼ｃ中「当四半期連結会計期間」の次に「（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間）」を加える。

第五号様式第一部第２の３を次のように改める。

３【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】⑾

第五号様式記載上の注意⑾を次のように改める。

⑾　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

a　当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間。ｂ及びｃにおいて同じ。）において、連結会社（中間連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。ｂにおいて同じ。）が経営方針・経営戦略等若しくは指標等（経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等をいう。以下ａにおいて同じ。）を定めている場合における当該経営方針・経営戦略等若しくは指標等に重要な変更があったとき又は新たに経営方針・経営戦略等若しくは指標等を定めた場合には、その内容を記載すること。

b　当中間連結会計期間において、連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合には、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。